

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(長屋) 第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、知事が別に定める構造方法に適合する場合には、階数を3とすることができる。</p> <p>(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。</p> <p>(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。</p> <p>2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、<u>道路(法第43条第2項第2号</u> <u>の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該</u> <u>許可の内容に適合するためその敷地が接しなければなら</u> <u>ないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。)</u>に面して設けなければならない。ただし、<u>主な</u>出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの</p> <p>(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの</p> <p>(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの</p>	<p>(長屋) 第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、知事が別に定める構造方法に適合する場合には、階数を3とすることができる。</p> <p>(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。</p> <p>(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。</p> <p>2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、<u>道路(法第43条第2項第1号の規定</u> <u>による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該認定又は許可の内容に適合するためその敷地が接しなければ</u> <u>ならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。)</u>に面して設けなければならない。ただし、<u>当該</u>出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの</p> <p>(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの</p> <p>(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの</p>